

【 資 料 編 】

天草グリーンライフコミュニティ推進協議会規約

天草グリーンライフ・コミュニティ推進協議会

規 約

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は天草グリーンライフ・コミュニティ推進協議会(以下、本協議会という)という。

(目的)

第2条 本協議会は、平成18年度に天草市において実施する「都市と農山漁村の共生・対流を進めるための社会実験」(以下、本社会実験という)を効果的に推進し、その成果に基づき『日本の宝島“天草”の創造』の重要な一翼を担うことを目的とする。

第二章 活 動

(活動)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため次の各号に関する活動を行う。

- (1) 本社会実験の推進に関する方針、計画、方法等を協議・検討し、決定すること。
- (2) 前号で決定された事項が、適切かつ効果的に実行されるよう調整し、適切な管理を行うこと。
- (3) 本社会実験の実行経緯及び成果、新たに発生する問題等に関する情報を関係団体等に的確に伝達し、関係各方面からの提案・意見等の取りまとめを行なうこと。
- (4) その他、本社会実験の推進に必要なこと。

第三章 組 織

(構成団体)

第4条 本協議会は本社会実験に参画する各団体で構成する。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。ただし、役員は委員の互選により決定する。

会長 1名

副会長 若干名

運営委員 若干名

(事務局)

第6条 本協議会の事務局は天草市経済部農業振興課内に置く

第四章 会 議

(会議の種別)

第 7 条 本協議会の会議は、全体会議、運営会議及び部会とする。

(全体会議)

第 8 条 委員及び役員の出席により全体会議を開催する。

2 . 全体会議は会長が招集し、概ね隔月で開催する。

(運営会議)

第 9 条 運営会議は役員及び事務局により開催する。

2 . 運営会議は会長が招集し、必要に応じ随時開催する。

(部会)

第 10 条 本協議会に必要な応じて部会を置くことが出来る。

2 . 部会員は会長が指名した委員をもって充てる。

第五章 運 営

(運営経費)

第 11 条 本協議会の運営経費は事業収入、寄付金、その他をもって充てる。

(運営期間)

第 12 条 本協議会は、本社会実験の期限である平成 18 年度内とする。なお、本社会実験の成果を踏まえ、平成 19 年度以降については全体会議で協議する。

第六章 その他

(雑則)

第 13 条 本協議会の運営の過程で、本規約に定めのない事項が発生した場合、あるいは本規約の変更の必要があると認めた場合は、全体会議で本規約の改廃を行うことが出来る。

(細則)

第 14 条 この規約の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この規約は平成 1 8 年 6 月 3 0 日から施行する。

天草グリーンライフ・コミュニティ推進協議会 委員名簿

番号	役 職	氏 名	所 属	役 職 等
1	副会長	佐藤 誠	熊本大学	教 授
2		川辺 紘一	農都共生全国協議会 事業創造大学院大学	事務局長 教 授
3		西山 忠彦	熊本経済同友会 熊本クボタ	代表取締役社長
4		濱田 康成	熊本経済同友会 浜田醤油株式会社	代表取締役社長
5	副会長	福島 安則	金焼校区活性化推進協議会	会 長
6		田口 輝光	金焼校区活性化推進協議会	副会長
7		渡邊 一矢	金焼校区活性化推進協議会	事務局長
8		松下 好人	J A 本渡五和 営農企画課	課 長
9		西岡 由典	熊本県天草地域振興局 総務振興課	課 長
10		塚田 浩徳	熊本県天草地域振興局 農業振興課	主 幹
11		萩原 健	熊本県天草地域振興局 総務振興課	主 幹
12	会 長	矢田 勝行	天草市 経済部	部 長
13		金子 邦彦	天草市 企画部	部 長
14		奈良崎 利幸	天草市 経済部農業振興課	課 長
15		柿塚 一	天草市 経済部農業振興課	主 幹
16		福本 高志	天草市 経済部農業振興課	主 査
17		城 千秋	天草市 企画部企画課	課 長
18		連尾 則昭	天草市 企画部企画課	係 長

オブ ザ バー		釜石 隆秀	九州農政局 農村計画部農村振興課	課長補佐
		井上 眞照	九州農政局 農村計画部農村振興課	農地活用推進係長
		古賀 広喜	九州農政局 農村計画部農村振興課	都市農村交流係長